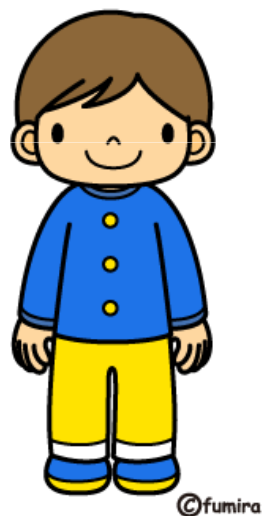
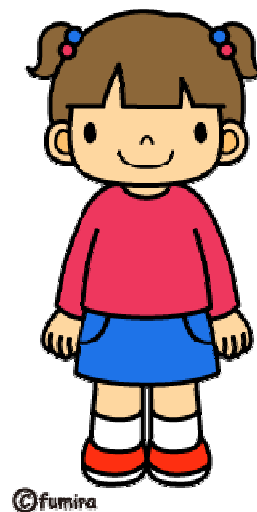




三条っ子発達応援事業(案)



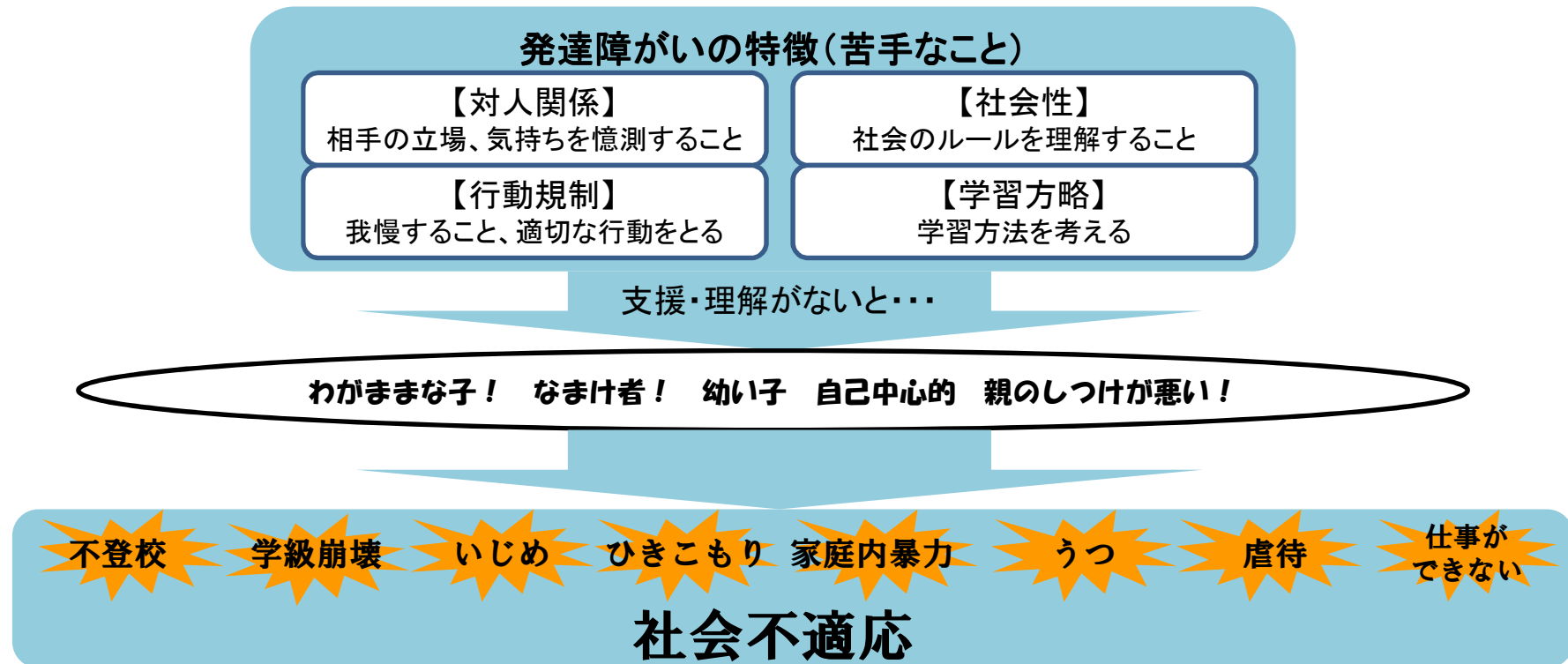
三条市教育委員会
(子育て支援課・学校教育課)



目次

- I 発達障がいに対する応援事業構築に至った経緯
- II 三条っ子発達応援事業の目指す方向
 - 1. 発達障がい気づき事業
 - 2. 発達相談事業
 - 3. 発達支援事業
 - (1)就学前発達支援事業
 - (2)就学後発達支援事業

I 発達障がいに対する応援事業構築に至った経緯



発達障がいに早期に気づき、一人一人にあった支援が必要

学校・社会に適応できるようになる

○人とコミュニケーションがとれる ○社会のルールを身に付ける ○自分・周囲が障がいを理解する ○二次障がいを防ぐ など

Ⅱ 三条っ子発達応援事業の目指す方向

子どもがもっている力を十分発揮できるように、0歳～義務教育終了まで関係機関が連携し、子どもの個性や特性を大切にしながら、一人一人の成長を継続的に応援していくため、次の3つの事業を行う。

1. 発達障がい気づき事業

2. 発達相談事業

3. 発達支援事業

1. 発達障がい気づき事業

現状

健診等スクリーニング体制	乳幼児期(就学前)						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳
3か月児健診・7か月児健診・10か月健康相談会	●●●						
1歳6か月児健診		●					
2歳児歯科健診・2歳6か月児歯科健診			●●				
3歳児健診				●			
就学時健診							●

保育所等 (全児童のうち、保育士加配のある発達障がい児の割合 ※公立保育所のみ)	就学時健診 (就学時健診対象児童数のうち、要就学指導児童数の割合)	小学校(全学年) (通常学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする子どもの割合)
3.2%	6.0%	9.0%

←→
スクリーニング事業
未実施

課題

- ・現行の健診体制では発達障がいを把握することが困難である。
- ・保護者は、子どもの集団の中での様子を確認する機会が少ないため、発達障がいに気づきにくい。
⇒保育士等・保護者間で共通認識を持ってない。 ⇒対応が遅れる。
- ・3歳児健診から就学時健診まで保護者が子どもの発達障がいを知る機会がなく、就学時健診で初めて知らされる。
⇒学校・就学指導への不信感。保育所等・乳幼児健診への不信感。

新

年中児発達参観

対 象：全年中児（4～5歳児）

実施方法：対象の子どもが通う保育所（園）・幼稚園において課題遊びを行い、子どもの発達状況を“発達
応援チーム”（臨床心理士、保育士、指導主事、保健師）と保護者が確認し、保護者との面談を
行い、発達支援事業につなげていく。

（原則として、全保護者参観とする。）

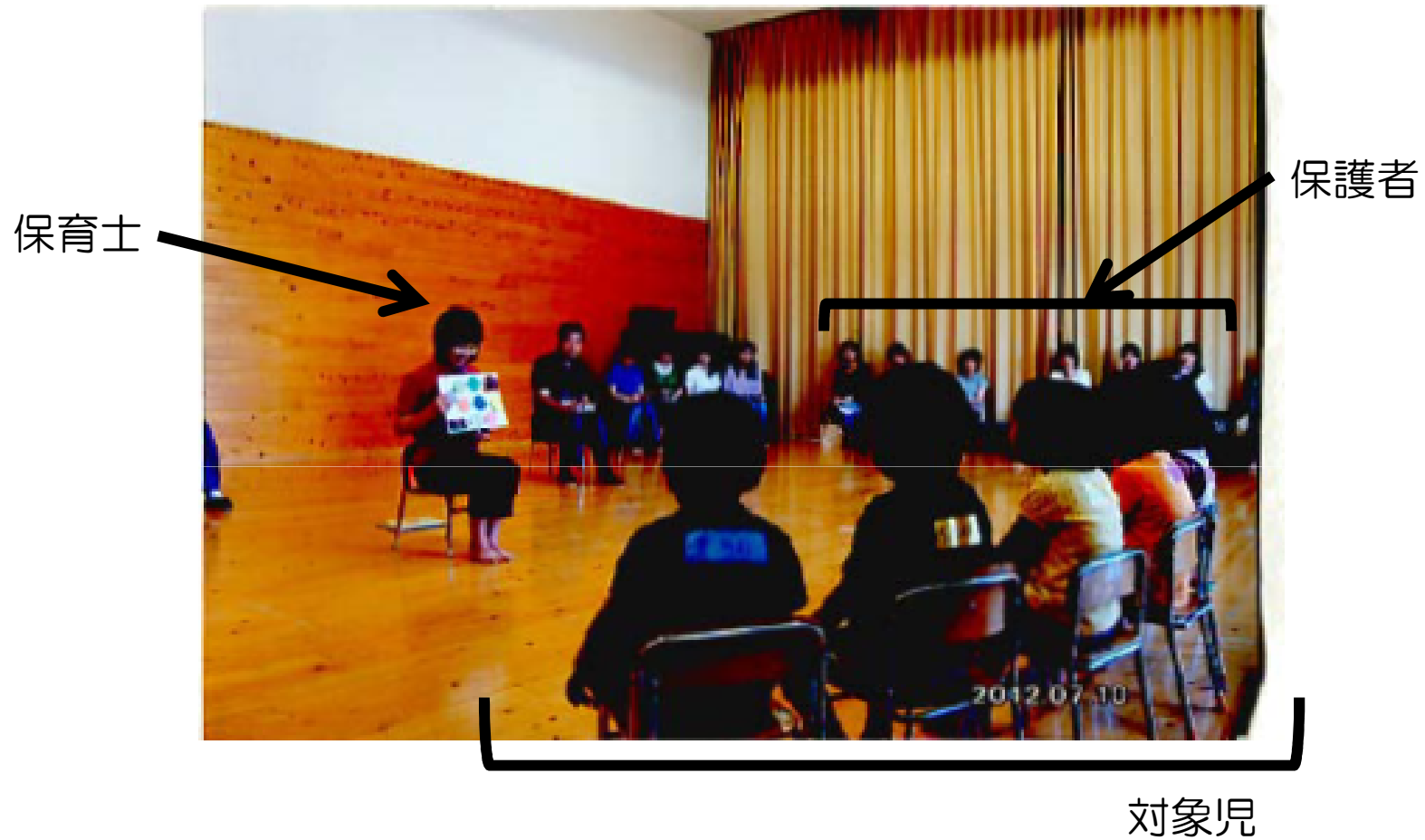
効 果：・ 普段の子どもの様子を複数の専門家が確認することで、発達障がいの早期の気づきにつながる。
・ 保護者が、集団の中での子どもの様子を確認することで、発達障がいに気づくことができる。
・ 保育所等で実施することで保育士等・保護者・専門家が子どもの発達障がいについて共通認識
を持つことができ、適切な対応を早期から行うことができるとともに、保育士等の資質の向上
につながる。
・ 就学直前ではなく、早期に気づき、支援を開始することで、保護者の就学に対する不安感が
軽くなる。
・ 保護者が参観することで、子どもの特性を認め合うことの大切さを学ぶ機会となる。

※ 年中児（4～5歳）を対象とした理由

3歳児では、「落ち着きのない子」「指示がよく理解できない子」が全体の20～30%いるが、発達にばらつきのある時期
であるため、正しいスクリーニングができない。

5歳頃になると、集団生活の中で上記のような点が見えやすくなっていく。

年中児発達参観イメージ①



遊びの内容説明

年中児発達参観イメージ②



模倣遊び

年中児発達参観イメージ③

臨床心理士等相談員



お店屋さんごっこ

2. 発達相談事業

現状

事業名		事業内容	
1	子ども発達相談室	対象	・幼児及びその保護者
		内容	・子どもの発達等に関する相談。 ・ほかに、こどものびのび相談会等において支援の必要性が認められた子ども等に対し、児童発達支援事業を実施。
2	こどものびのび相談会 (隔月)	対象	・1歳6か月児健診及びそれ以降の健診、家庭訪問等の保健事業により把握した発達の遅れが疑われる子どもとその保護者
		内容	・心理判定員(主に臨床心理士)による発達状態の確認。 ・子どもへの対応に関する相談。
3	すまいる心の相談会 (月1回)	対象	・乳児～小学校低学年までの子どもの保護者
		内容	・臨床心理士による心の成長に関する相談。
4	教育相談 (学校教育課)	対象	・小・中学校の保護者
		内容	・指導主事による学校生活に関する相談。
5	保健所療育相談 (県事業) (年8回)	対象	・乳幼児健診等の結果、精神や身体の発達及び機能に障害のある子どもやその心配のある子ども及びその保護者
		内容	・専門医による診察・指導、保健師による相談・指導。

課題

- ・速やかに相談できる体制が確立されていない。(臨床心理士による相談会は2～3か月待ちとなる場合もある。)
- ・就学後は基本的に学校や教育委員会にしか相談できず、相談窓口が少ない。

解決策

発達に関する相談機能強化

対 象：0歳～義務教育終了までの子ども及びその保護者

実施方法：対象児の発達に関する相談に対応できる職員（保育士、指導主事、臨床心理士等）を子育て支援課及び学校教育課内に配置する。

効 果：子どもの発達に関する相談機能を強化することにより、総合的支援につなぐことができる。

3. 発達支援事業

現状

		支援内容	
子育て支援課	就学前	子ども発達相談室	早期療育 待機児童増加！
		保育所(園) 幼稚園	「個別の発達支援計画」に基づく 発達支援教育未実施！ 〔「気になる子」に対する臨床心理士の対応指導・助言 保育士加配で対応〕
学校教育課	就学後	小中学校	特別支援教育 通級指導教室 〔三条小：言語障害・難聴・発達障がい 長沢小：発達障がい〕 特別支援学級 特別支援学校(月ヶ岡特支)

【フォロー体制】
指導・助言体制不十分！

【フォロー体制】
引継ぎのみ実施
就学後は保健師のみが訪問！

課題

- ・現在の子ども発達相談室の規模ではニーズに応えきれていない。
- ・「個別の発達支援計画」に基づく発達支援教育が未実施のため、保育士等担当者に対応が任せられ、支援に差が生じる。
- ・所属機関が変わった後のフォロー体制が整備されていないため、支援が途切れる場合がある。

解決策 1

(1) 就学前発達支援事業

① ② 「子ども発達ルーム」設置（子ども発達相談室の機能拡充）

対 象：就学前の発達障がいを含む障がい児

実施方法：現在の子ども発達相談室（三条小学校内）を子ども発達ルームと名称変更して、栄庁舎3階に移設し、機能拡充する。

集団指導、言語指導ともに2教室同時実施できる環境及び人員の整備を行う。

効 果：・発達指導を必要回数実施することができ、成長発達が期待できる。
・保育所等入所後のフォローを行うことができ、子どもに対して継続的な支援を行える。
・保育所等が作成する「個別の発達支援計画」に対する専門的指導・助言が可能となる。

②

新

発達支援教育

ア. 「個別の発達支援計画」に基づく発達支援教育

対 象：就学前の発達障がいを含む障がい児

実施方法：保育所等で「個別の発達支援計画」を作成し、発達支援教育を実施する。

また、発達支援コーディネーターを保育所等に配置し、発達支援教育の充実を図る。

効 果：子どもの障がい特性にあった幼児教育の実施により、子どもの発達を促す。

イ. 保育士等スキルアップ研修

対 象：全保育士・幼稚園教諭

実施方法：子ども発達ルーム職員及び臨床心理士等が発達障がい児の対応に関する研修を行う。

効 果：・保育士等のスキルアップにより、保育所等で発達障がい児への適切な対応ができるようになる。
・スムーズに就学を迎えるための支援を行うことができる。

(2) 就学後発達支援事業

① 特別支援教育（実施済）

② 小中学校でのスクリーニング（実施済）

対 象：担任教諭を含む複数の職員の観察で、発達障がいが疑われる子ども

実施方法：入学後の1学期中に文部科学省作成の「児童・生徒理解に関するチェックリスト」を実施する。結果を市教育委員会に報告する。

気になる児童がいる場合は、校内委員会で対応について協議し、必要に応じて通級指導教室担当教諭・月ヶ岡特別支援学校教諭による観察・発達検査・保護者及び教員に対する教育相談を行う。必要に応じて、医療機関への受診を勧める。

効 果：保護者等と教育相談を行うことにより、適切な支援につなぐことができる。

③ ③ 新 小中学校フォローアップ訪問

対 象：就学前、「個別の発達支援計画」に基づく発達支援教育を実施した子ども

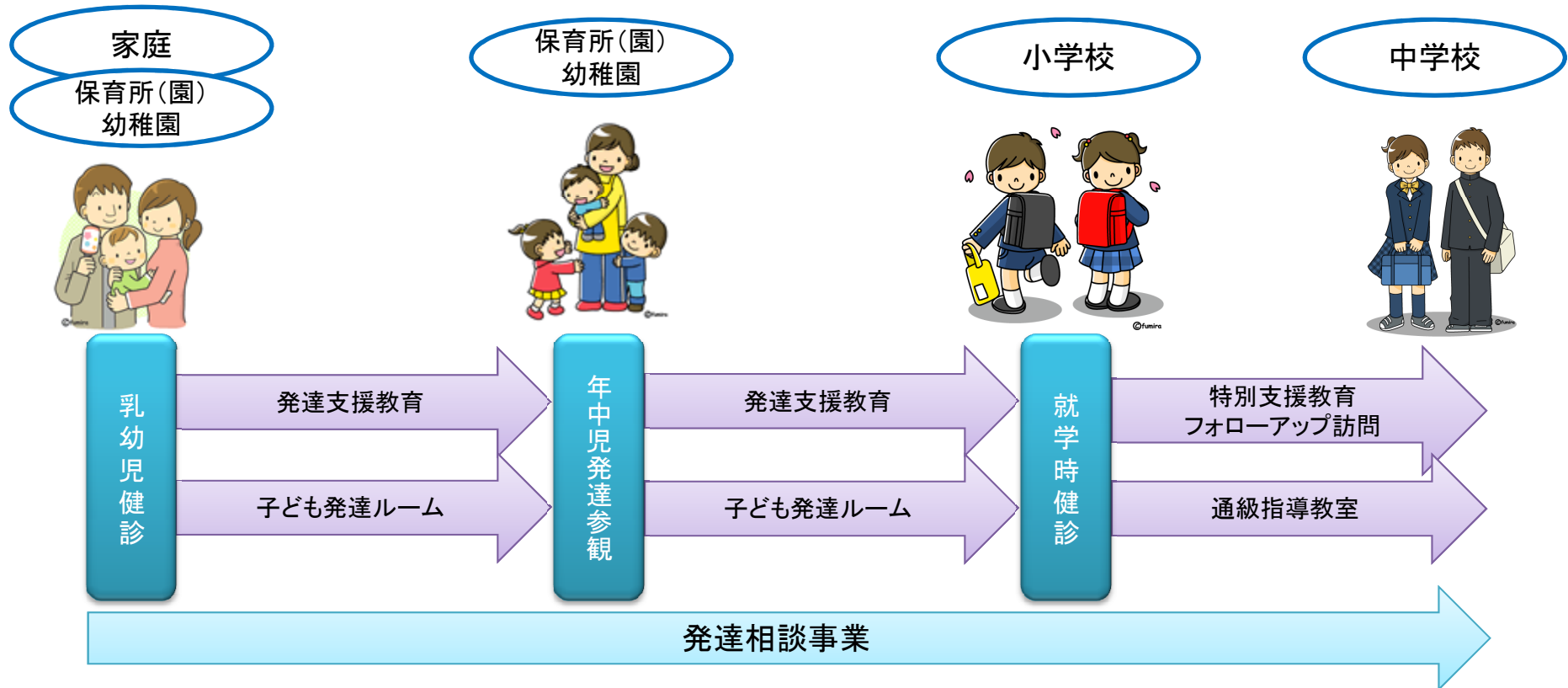
実施方法：臨床心理士、指導主事、保健師等が小中学校を訪問し、学校に適應できているかなど、子どもの現況を学校職員との懇談を通して把握し、必要な支援について共に検討していく。

効 果：・継続的な支援を行うことができる。

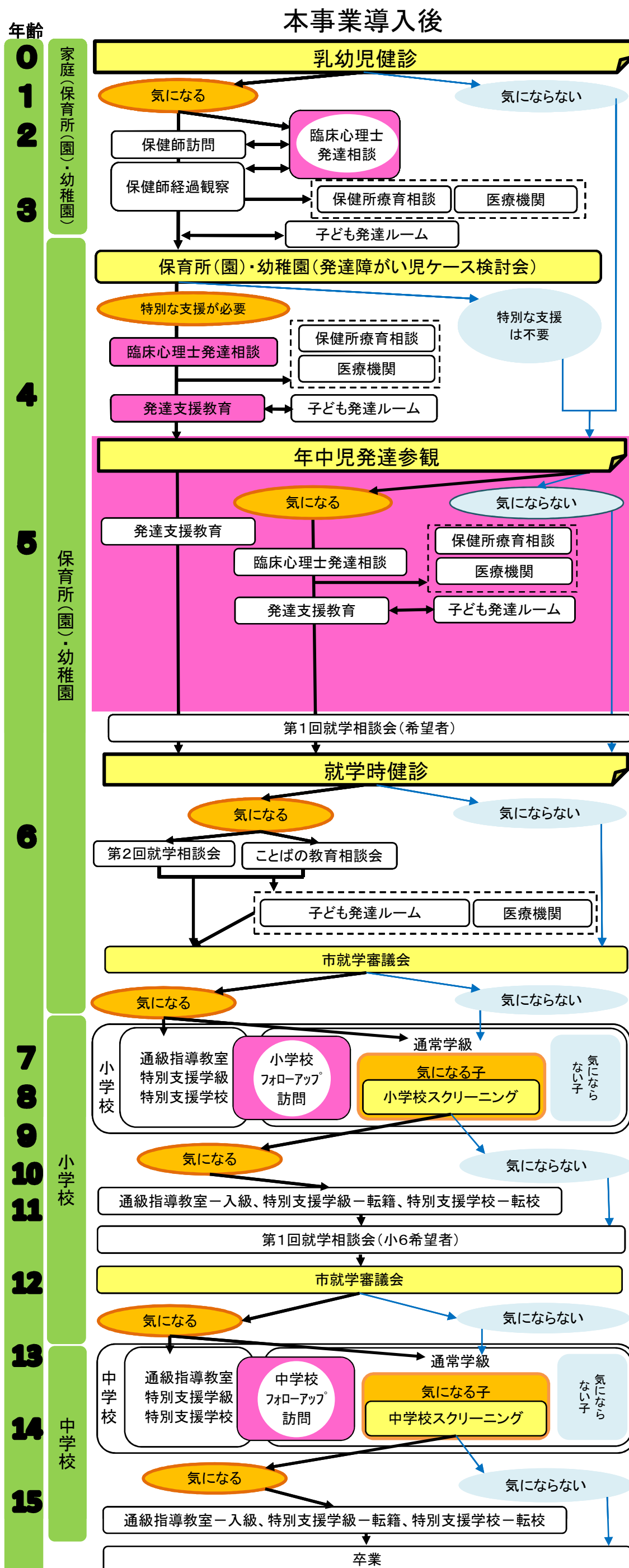
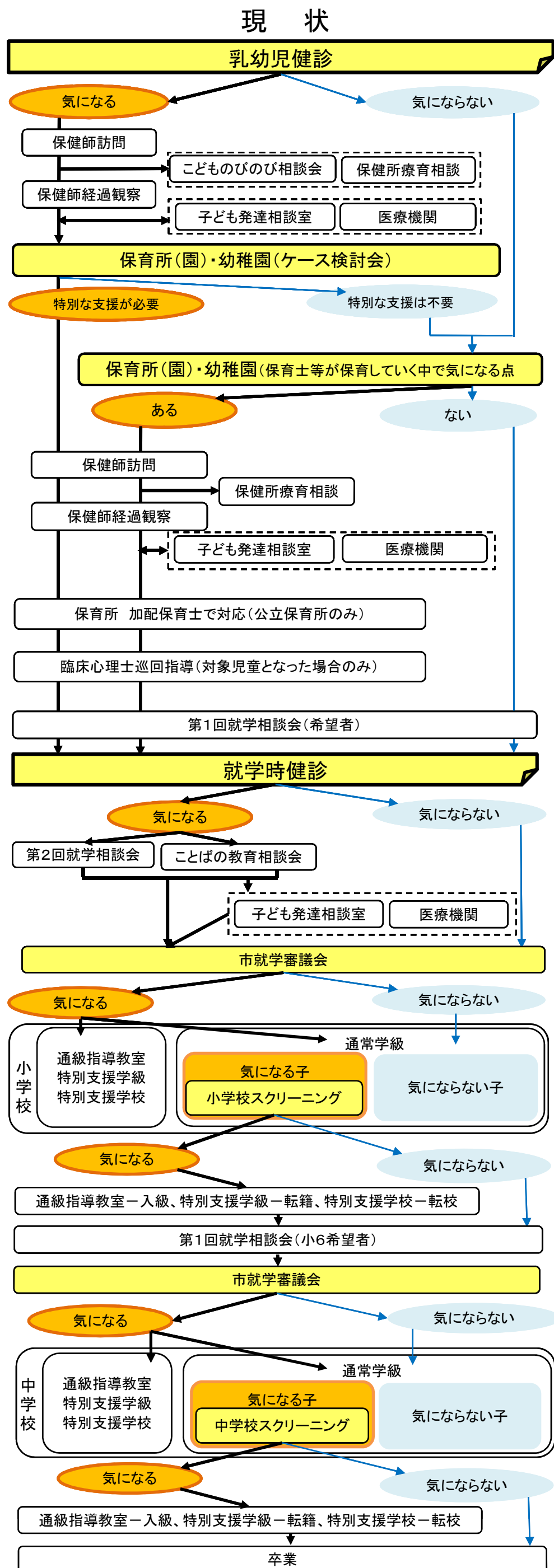
・必要に応じて、総合サポースシステムにつなぐことができる。

三条っ子発達応援事業とは

子どもがもっている力を十分発揮できるように、0歳～義務教育終了まで
関係機関が連携し、子どもの個性や特性を大切にしながら、一人一人の成長
を継続的に応援していく事業



子どもの発達確認・相談の流れ



年齢

0

1

2

3

4

5

6

7

8

9

10

11

12

13

14

15

家庭(保育所(園)・幼稚園)

保育所(園)・幼稚園

小学校

中学校